

令和4年度岩手県水防協議会 議事録

1 開催日時 令和4年5月27日（金）13：30～15：30

2 開催場所 エスポワールいわて 特別ホール

3 出席委員

田中隆司委員（代理：加藤技監兼河川港湾担当技監）、木下光子委員、鈴木克子委員、高瀬哲人委員、高瀬英治委員、谷藤裕明委員（代理：吉田危機管理統括監）、千葉啓子委員、千葉とき子委員、中舘明委員、畑山作栄委員、平井康幸委員（代理：木村副所長）、松林由里子委員

4 次第

(1) 開会

(2) 県土整備部長挨拶

(3) 議事

ア 令和4年度岩手県水防計画について

イ その他

(4) 講演 「防災気象情報の利活用について」盛岡地方気象台長 中舘明 氏

(5) 閉会

5 議事録

○司会

委員の皆様方には、御多用中のところ御出席を賜りまして誠に有難うございます。本日の進行を務めさせていただきます、河川課の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料ですが、次第、令和4年度岩手県水防計画（案）の冊子、資料の1から3、そして参考資料、最後に講演会のレジュメ、以上でございます。

お手元でございますでしょうか。

岩手県水防協議会についてであります。お手元の令和4年度岩手県水防計画（案）の343ページから水防法を掲載しておりまして、その水防法第8条（345ページ）により、都道府県の水防計画その他、水防に関し重要な事項を調査審議いただくため、都道府県に水防協議会を置くことができることとなっており、岩手県においては、昭和24年から岩手県水防協議会条例により設置・運営してきているところでございます。

本日の議事といたしましては、水防法第7条第5項により、都道府県知事は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会に諮らなければならない

こととされていることから、令和4年度岩手県水防計画を策定するに当たり、計画案を御審議いただくこととしております。

なお、議事終了後は、盛岡地方気象台台長の中舘明様から御講演をいただくこととしております。

それでは、ただ今から、令和4年度岩手県水防協議会を開会いたします。

会議に先立ちまして、会議成立の御報告を申し上げます。

本日は、委員定数15名のうち、本人出席9名、委任状代理出席3名、計12名の御出席をいただいております。岩手県水防協議会条例第4条第3項の規定による委員数の2分の1以上の御出席をいただきましたことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

なお、委員の当県県土整備部長田中隆司は県議会5月臨時会本会議対応のため欠席させていただいております。代理として、県土整備部加藤智博技監兼河川港湾担当技監が出席しておりますことをおことわりさせていただきます。

また、当協議会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、非公開に該当する事項がないことから、公開することとしておりますので、御了承願います。

それでは、協議会の開催に当たりまして、加藤技監から御挨拶申し上げます。

○加藤技監兼河川港湾担当技監

県土整備部技監兼河川港湾担当技監の加藤でございます。本日は皆様には、お忙しい中、かつ雨でお足元が悪い中、本協議会に御出席を賜り、本当にありがとうございます。また、平素より岩手県の水防に係る施策につきまして、多大なる御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、近年は全国各地で、大規模な豪雨災害が発生しております。岩手県におきまして、平成28年8月に発生した台風第10号により、岩泉町の小本川沿川では河川が氾濫し、死者行方不明者24名、家屋被害1,400棟、12日間の交通途絶など甚大な被害が発生しました。

また、令和元年10月の東日本台風におきましては、沿岸部で甚大な被害が発生しまして、久慈市の小屋畑川沿川では、家屋被害233棟などの被害が発生したところでございます。

岩手県におきましては、洪水から県民を守るため、ハード対策とソフト施策を組み合わせた防災、減災対策に取り組んでいるところです。また、河川管理者のみならず、流域のあらゆる関係者が協働して取り組むいわゆる「流域治水」につきましても、積極的に取り

組みを進めさせていただいているところでございます。

また昨今の、激甚化・頻発化しております水災害につきましては、国、県、市町村、水防団、報道などの関係機関の方々が密に連携しまして、水防体制の充実・強化を図り、被害の軽減に努めていくことが極めて重要と考えているところでございます。

本日御審議いただきます令和4年度岩手県水防計画（案）は、これらの施策を反映し、作成させていただいているところでございます。

本日お集まりの委員の皆様方からは、是非忌憚のない御意見を頂戴しまして、計画の決定を行いたいと考えておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上で挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、本日御出席の委員の皆様でございますが、大変恐縮ですが、お手元の出席者名簿、それから配席図、こちらによりまして、御紹介に代えさせていただきたいと存じます。

次に、議長についてであります。岩手県水防協議会条例第2条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますが、会長であります知事は、本日、所用のため欠席しております。

そして、同条例第2条第2項の規定により会長の職務代理人として指名されている当県県土整備部長の田中委員の代理人として加藤技監が出席しておりますので、加藤技監をお願いいたします。

それでは、加藤技監、議長席に御移動いただきまして、議事進行をお願いいたします。

○議長

岩手県県土整備部の加藤でございます。会長職務代理者の県土整備部長より委任を受けておりますので、議長を務めさせていただきます。早速、議事に入ります。

「令和4年度岩手県水防計画について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

岩手県県土整備部河川課で流域治水課長をしております菊地と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

「令和4年度岩手県水防計画(案)」について説明する前に、参考資料としてお配りしております「県管理河川・海岸における防災・減災のための主な取組」について、水防計画と関係する取組みも県で行っておりますので、先に本県の取組を紹介させていただきます。

参考資料の1ページ目でございますけれども、こちらは目次となっております。時間の関係上、後ほど御説明します水防計画に関連する部分についてのみ御説明させていただきます。

5ページをご覧ください。こちらでは水防法に基づく取組について記載しております。住民の円滑かつ迅速な避難につなげるための取組として、県では水位周知河川指定のほか、洪水浸水想定区域図を指定することとしております。洪水浸水想定区域が指定された場合、市町村は地域防災計画への必要事項の記載とハザードマップの作成配布が義務付けられております。また、地域防災計画に記載された洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設につきましては、避難確保計画を策定し、避難訓練を実施しなければならないこととされております。

次に6ページをご覧ください。それぞれの機関が、先ほど御説明した法定義務以外で取り組んでいる「その他の施策」について紹介させていただきます。県では水位周知河川におけるホットラインの実施や、タイムラインの策定、水位計や河川監視カメラの設置なども行っています。また、市町村としては防災士の育成、出前講座、マイタイムラインの策定支援などを行っており、要配慮者利用施設といたしましては、近隣企業と災害時の支援協定の締結等を行っているところもございます。

次に、7ページをご覧ください。令和3年7月の水防法改正内容について御説明いたします。

まず一つ目としましては、洪水浸水想定区域の指定に係る対象河川が拡大されました。

洪水浸水想定区域は、河川の氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を示したものでございます。

これまでは、大河川である洪水予報河川や、水位周知河川について、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域を指定することとされておりました。しかし、令和元年東日本台風では、それ以外の一級・二級河川において、河川の氾濫による浸水被害が発生したところから、改正水防法では、洪水予報河川・水位周知河川に加え、住宅等の防護対象のある、一級河川及び二級河川についても指定対象となったものでございます。

次に8ページをご覧ください。水防法改正に係る主な内容の二つ目としましては、要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置が見直されたこととございます。

市町村の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設にございましては、避難確保措置に関する計画である「避難確保計画」を作成し、市町村に報告する義務があります。

改正水防法では、「避難確保計画」の内容について、避難の実行性を確保するために、報告を受けた市町村長による、計画内容に係る助言・勧告制度が創設されました。

また、避難訓練につきましても、市町村長への訓練結果の報告が義務付けとなり、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度が創設されております。

それでは次に、9ページをご覧ください。

こちらは水位周知河川の指定についてでございます。水位周知河川は、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川でございます。氾濫危険水位等の基準水位を定めた河川となります。水位周知河川の指定は大規模氾濫減災協議会で計画を定めており、これまで44河川を指定しております。今後、令和4年から令和7年までの4か年で11河川を新たに水位周知河川に指定することとしております。

次に10ページをご覧ください。こちらは洪水浸水想定区域の指定状況になります。

洪水浸水想定区域の指定につきましては、先ほどお話しした通り、昨年の水防法改正により、指定河川が拡大しました。こちらは大規模氾濫減災協議会で計画を定めており、これまで51河川を指定しております。今後令和7年度末までに指定が必要な河川すべてについて指定する予定でございます。

次に14ページをご覧ください。こちらは岩手県河川情報システムで確認できる情報について記載しています。このシステムでは、水位情報、雨量情報やカメラ画像を確認することができます。出水時の避難情報を充実させるために、令和2年に河川監視カメラを大幅増設したこと等により、アクセス数が大幅に増えておりますが、サーバー増強や、簡易表示用サーバー設置により、出水期に備えております。

次に15ページをご覧ください。危機管理型水位計の情報については、国で運営している「川の水位情報」で確認することが可能となっております。こちらのホームページについても、令和2年度に国の方でアクセス集中対策を行っております。また、下段に記載しております、いわてモバイルメールについてですが、河川の水位が高くなった場合に、携帯電話にメールが送付されるものもございますので、適宜ご利用いただければと思います。

次に16ページをご覧ください。今年1月にトンガ諸島付近の海底火山噴火の影響により、津波注意報及び津波警報が発表されました。岩手県の沿岸部において、水門や陸閘の整備が進められておりますが、完成した水門・陸閘から順次自動閉鎖システムの運用を開始しております。自動閉鎖システム運用開始後初めて津波注意報等が発表されたことから、自動閉鎖システムも初めて稼働しましたが、運用中の165箇所全てにおいて、閉鎖が確認できましたことをご報告いたします。

以上で参考資料の説明を終わらせていただきます。

続きまして、本日、御審議いただきます水防計画書の主な変更点について説明させていただきます。まず、水防計画とは、水防法の規定に基づき、洪水、津波、高潮等の際に水防団による水防活動が円滑に行われるよう、雨量や水位の観測箇所及び情報、水防活動が必要となる区間、県や市町村の水防倉庫とその状況等を記載したもので、県が策定するものとなっております。

水防法には、「都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められた時は、これを変更しなければならない」と規定されております。初めに御説明した県の施策や、水防活動の実態等を踏まえ、毎年、見直しを行っており、今年度も本格的な出水期を迎えるにあたり、昨年度の計画を見直し、更なる水防活動の充実を図ろうとするものでございます。今年度版に修正した資料が、今お配りしております「令和4年度岩手県水防計画（案）」でございます。

この計画案について、資料1で主な変更点について御説明させていただきます。資料1のご用意をお願いいたします。

まずは、1ページをご覧ください。

左側に記載の1～8項目目までが主な変更内容でございます。次ページ以降に解説を付した変更対照表を掲載しております。この後順次ご説明いたします。また、右側の9その他については、時点修正等軽微な変更でありますことから、変更対照表の掲載及び説明は省略いたします。

それでは、2ページ目をご覧ください。2ページ以降の資料につきましては、上段に、変更内容の解説を記載し、下段に変更前後の変更対照表を記載しております。

図表3-1重要水防箇所評定基準（国管理）について、国の重要水防箇所評定基準改定に伴い、関係ページを更新してございます。

まず重要水防箇所とは、堤防の決壊・漏水・川の水が溢れるなどの危険が予想される箇所であり、洪水等に際し、水防上特に注意を要する箇所でございます。

重要水防箇所評定基準の改定内容についてですが、従来の評定基準から、重要水防箇所の種別が大きく二つ変更となっております。

一つ目としては、①堤防高（流下能力）が「越水（溢水）」となっております。

二つ目としては、②堤防断面、法崩れ・すべり、漏水についての3項目については、浸透に関して着目し、評定基準が「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」の2項目に変更されてございます。

次に3ページ目をご覧ください。

⑤水衝・洗堀、⑥工作物、⑦工事施工、⑧新堤防・破堤跡・旧川跡、⑨陸閘については従前と考え方は変わってございません。

次に4ページをご覧ください。図表3-2 重要水防箇所調書（国管理）についてです。

こちらは先ほど説明いたしました国の重要水防箇所評定基準の改定により、重要水防箇所延長や施設数が変わってございます。

次に5ページをご覧ください。図表4-8 県水防警報一覧についてでございます。

こちらは【参考資料】の9ページで御説明した、水防法で定める水位周知河川等に指定している河川及び観測所の一覧表となっております。

変更点は2点ございまして、(1)の一級河川衣川の水周知河川等の区間分割についてご説明いたします。水位周知河川等である一級河川衣川については、受持ち区間が長く、上流側の奥州市から、下流側の平泉町にまたがっており、危険箇所は上流である奥州市に設定されております。このため、精度向上を目的に、令和4年3月に、下流側の平泉町区間についても危険箇所を設定し、受持ち区間を上流と下流に分割しました。

(2)の二級河川安家川の基準水位の見直しについてでございます。河川改修工事の支障となるため、水位計を移設したことから、観測所の名称を変更してございます。

次に6ページをご覧ください。6ページは衣川の区間分割、安家川の水位計移設に伴い基準水位を見直したものでございます

次に7ページをご覧ください。

(1)水位周知河川等の新規指定については、令和4年3月22日付で、矢巾町・紫波町を流れる岩崎川、遠野市を流れる小烏瀬川、宮古市を流れる刈屋川及び長沢川を水位周知河川等として新規指定したため、追記したものでございます。

また、(2)二級河川大川の水位周知河川等の基準水位見直しにつきましては、一関市を流れる二級河川大川の危険箇所を、実情に合わせて再選定したことにより、令和4年3月に基準水位を見直したものでございます。

次に8ページを御覧ください。図表4-9 岩手県知事が行う水防警報伝達警報図についてでございます。

(1)の報道機関への情報提供については、今まで報道機関への情報提供を「水防団待機水位」、「氾濫注意水位」、「避難判断水位」及び「氾濫危険水位」を超過した際に行っていましたが、今後は「避難判断水位」と「氾濫危険水位」を超過した時に情報提供することといたしました。

この理由といたしましては、水防法上、報道機関の協力を求めて一般に周知するのは、

避難判断水位及び氾濫危険水位であること、また近年水位周知河川等が増加し、水位超過情報の発表頻度が多くなったことから、住民の避難判断に直結する情報である、この2つの水位の情報のみを、報道機関に情報提供することとしたものでございます。

(2)の盛岡地方気象台への情報提供につきましては、今まで盛岡地方気象台への情報提供を避難判断水位及び氾濫危険水位を超過した時に行っていましたが、今後はこの2つの水位のほか、水防団待機水位、氾濫注意水位につきましても情報提供するよう変更したものでございます。

避難判断水位や水防団待機水位といった水位情報につきましては、8ページの右上のほうに参考として記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に9ページを御覧ください。こちらについては、7ページでご説明しました水位周知河川等に指定に伴い、当該河川の連絡系統図を更新・追加したものでございます。

10ページをご覧ください。こちらにつきましても9ページと同様で、水位周知河川等の新規指定や、一級河川衣川の水位周知河川等の区間分割に伴い連絡系統図を更新したものでございます。

次に11ページを御覧ください。図表5-4 水位の観測箇所一覧についてでございます。

こちらについては、令和4年3月に、宮古土木センター管内の田代川及び県北広域振興局土木部管内の川尻川に水位計を新設したことから内容を更新したものでございます。

また、12ページから14ページにつきましては、繰り返しになりますが、岩崎川等水位周知河川等に新規指定したことや、衣川の区間分割などに伴い内容を更新したものでございます。同様の更新を行っております。

次に15ページを御覧願います。図表7-1 岩手県内ダム施設一覧表についてでございます。

こちらについては築川ダムの工事が完了し、本格運用を開始したことに伴い、内容更新したものでございます。

16、17ページも同様の理由で更新を行っております。

18ページを御覧ください。図表16-1 浸水想定区域指定・公表河川一覧についてでございます。

こちらは【参考資料】の10ページで説明いたしましたが、洪水浸水想定区域指定公表河川の一覧を示しております。昨年度は、閉伊川ほか24河川について指定を行いましたので、こちらを水防計画に反映したものとなっております。

以上が、今年度の水防計画の主な変更点になってございます。

資料1のほか、資料2と資料3もお配りしております。

資料2につきましては、令和3年度に発生した地震や水防に係る気象警報等を時系列で整理したものでございます。昨年度は河川の氾濫等による被害はございませんでした。

資料3は、過去10年間の公共土木施設災害の発生状況を取りまとめたものでございます。台風被害のあった、平成25年、平成28年、令和元年の被害額が大きくなっていることが見て取れるかと思えます。

昨年は、災害発生件数28件、被害額約10億円となっており、過去10年間と比較して少なかった年となっております。

以上で、令和4年度岩手県水防計画の変更について、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

説明ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対し、委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

今回の変更に関しては、先ほど事務局からお話しさせていただきましたが、資料1を見ますと、国の重要水防箇所の評定基準の変更に伴う更新と、県土で進めている水位周知河川制度に基づきまして、地域の方々に水位の状況等をお知らせする河川をどんどん増やしておりまして、そういった危険情報を発信するような河川を増やす取り組みの成果の部分とだけいただければと思います。

またそれに加えまして、区間の分割等で先ほど事務局からもお話ししましたが、より身近なところの水位を、地域の方々に知らせするような取り組みを進めているところでございます。

あとは水位計の新設ですとか、築川ダムの完成に伴う所要の変更という形かと思っております。

また洪水浸水想定区域の新規指定に伴いまして幾分かの修正がございましたのでそういったものの反映かと考えているところでございます。

○委員

知事が行う水防警報の伝達系統図、8ページですが、報道機関への情報提供というところで変更があったということでしたが、経緯として、国からの指示や助言があつてやった

等を教えていただければと思います。

○事務局

報道機関への情報提供についてのご質問でした。8ページの右側に参考として書いてありますが、水位情報は水位周知河川に関する水位情報と水防警報河川に関する水位情報の2種類ございまして、今まではこの両方とも報道機関に情報提供していたわけですが、より住民の避難に直結する情報のみに厳選したほうがいいのではないかと、ということで我々のほうで検討いたしまして、このような形で変更させていただいたところでございます。変更するにあたりましては、一部のマスコミさんのほうにもご意見を伺いながら、このような見直しにしていこうと今回提案させていただいたところでございます。

○委員

いろいろなニーズに基づき、こういった改正は行われて然るべきだと思いますが、近々に検討していかなければならない懸案事項のようなものはあるのでしょうか。もしあれば教えていただければと思います。

○事務局

洪水浸水想定区域の指定対象拡大ということで、まずはそちらのほうに力を入れて、リスク情報を皆様に早くお示しできるようにしていきたいと思っております。

○議長

他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

○委員

参考資料について教えていただければと思います。11ページの洪水ハザードマップにおける市町村の作成状況についてですが、各市町村で取組の状況が異なるということで、例えば洪水ハザードマップ未作成の市町村もあるということですが、こちらについても浸水想定が必要な河川については、県としては洪水浸水想定区域を公開されていて、ただそれをハザードマップとして市町村では公表していないということでしょうか。このようにバラツキがあるということを認識していなかったもので、教えていただければと思います。

○事務局

ハザードマップに関するご質問でございます。ここでいっている未作成市町村である普代村さんや山田町さんにつきましても、昨年度浸水想定区域を公表してございます。つきましては、今後のハザードマップへの反映というような状況になっていると思われま

○委員

基本的には、岩手県で計算された結果をもとに、市町村がマップを作っているという流れということでしょうか。市町村が独自で計算して作っている、ということはありませんでしょうか。

○事務局

元となる浸水想定区域図につきましては県のほうで作成しまして、データをそれぞれ市町村にお渡しして、そこからハザードマップに反映するというような流れになっております。

○議長

補足でございますが、おそらく地域ごとにこういった洪水浸水想定のみならず、例えば土砂災害ですとか、内水ですとか、いろいろなリスク情報があって、それを地域の方々からのニーズに合わせて、市町村さん独自のハザードマップを作成している例というのもございます。ただ、我々としては、水防法に基づく、想定最大規模の洪水浸水想定区域をあらかじめ検討しまして、その情報を市町村さんにお渡しすることで、あとは市町村さんのほうでそれをつかってどう作るかと、そういう形だと思っていただければと思います。

他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

もしもほかに御意見、御質問もないようであれば、採決に入らせていただければと思っておりますがよろしいでしょうか。

それではお諮りをさせていただきます。

ただいま事務局のほうから説明しました、令和4年度岩手県水防計画（案）につきまして、原案のとおりとすることに御異議ございませんでしょうか。

御異議がないようですので、令和4年度岩手県水防計画は、原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

その他、話題を提供していただける方はいらっしゃいますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

事務局のほうから特に追加等ありますでしょうか。

ないようですので、これで議事を閉じたいと存じます。

御協力ありがとうございました。これで議長の任を解かせていただこうと思います。

○司会

以上を持ちまして、本日の議事を終了させていただきます。

御審議ありがとうございました。

この後、講演がありますが、準備がありますので、そのままお席でお待ち願います。

それでは、盛岡地方気象台 台長の中舘明様から「防災気象情報の利活用について」と題しまして御講演をいただきます。

中舘盛岡地方気象台長様におかれましては、函館海洋気象台業務課長、同海洋課長、東京管区気象台気象防災部地球環境・海洋課長、気象庁地球環境・海洋部海洋気象課調査官など、海洋観測分野において、長く要職を歴任され、精通されていらっしゃると思いますが、その後、福島地方気象台台長に御就任され、昨年4月から、盛岡地方気象台台長として着任されております。

それでは、中舘盛岡地方気象台長様よろしく願いいたします。

(説明)

○司会

大変有意義な御講演をありがとうございました。

講師の中舘様に、いま一度拍手をお願いいたします。

以上をもちまして、令和4年度岩手県水防協議会を閉会いたします。

委員の皆様方には御多用中のところ、誠にありがとうございました。